○○会会則

（名称・所在地）

第１条　本会は○○会と称し、事務局を△△（住所）に置く。

（目的）

第２条　本会は、○○○の技術を高めるとともに、会員相互の交流や地域社会への貢献を・・・

**※目的について、ご記入ください。**

（活動内容）

第３条　本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

親睦や交流だけの目的は登録基準外です。

（１）毎週○曜日に○○において、××の練習。

（２）○○○○大会に参加。

（３）その他、必要に応じ親睦会等を開催。

**※上記等を参考に、ご記入ください。**

（入会の資格）

第４条　本会に入会できる者は、会の目的に賛同し活動できる者とする。

（役員・会計監査）

第５条　本会に次の役員及び会計監査を置く。

会長　１名、副会長　○名、会計　○名、会計監査　○名

（役員・会計監査の選出と任期）

第６条　役員・会計監査は、会員の中からの互選により選出し、任期は○年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

（総会・役員会）

第７条　本会は、年○回の総会を開催し、次の事項について審議する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。

総会、役員会は必要です。特定の人の独断の運営、計画はトラブルの原因です。会員内で話し合う場を必ず設けましょう。

　（１）事業計画

（２）予算・決算

（３）会則改正

（４）その他必要事項等

　２　本会は、役員会を必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

（会費等）

第８条　本会の必要経費は、会費及びその他の収入によって賄う。会費は次のとおりとする。

　（１）入会金　　△△△△円

会費の額及び使途（特に講師謝礼）も講師が決めるのではなく、会員が講師と相談して決めましょう。

　（２）会費　月額○○○円

（会計年度）

第９条　本会の会計年度は、毎年○○月○○日より△△月△△日までとする。

（会計報告）

第１０条　本会の会計報告は、毎年○○月に行う。

付　則

　この会則は、○○年○○月○○日より施行する。

【注意】

会員側の自主的な取り組みが見えてこない限り、羽村市社会教育関係団体として認められません。→講師主導のままであるならば、それは「教室」であり、羽村市社会教育関係団体ではありません。